

令和2年6月24日

供給区域の変更の許可について

中国経済産業局から、広島ガス株式会社（法人番号 2240001009205）による供給区域の変更の許可申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、許可することに異存はありませんので、別紙のとおり中国経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20200615 中国第 6 号
令和 2 年 6 月 2 4 日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給区域の変更の許可について (回答)

令和 2 年 6 月 1 1 日付け 20200611 中国第 8 号により、貴職から当委員会に意見を求められた供給区域の変更の許可について、許可することに異存はありません。